

農政なら

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101(内線5623~9)
FAX 0742-24-8576

トピックス

第18回奈良県農業会議理事会 令和7年度事業計画並びに当初予算などを決定

奈良県農業会議(増井勲会長)は2月28日の「第18回奈良県農業会議理事会」

で、令和7年度事業計画等を決定しました。

理事会の冒頭で、増井会長は「令和7年度は地域計画の実行・実現とともに、ブラッシュアップ(完成度を高める)することが重要です。また、新規事業として、所有者不明土地問題等への対応を行い、モデル地区での所有者不明農地の解消を図っていききたい」とあいさつしました。

事業計画には、「農地の利活用に向けた活動の強化」並びに「農業委員会の組織活動体制の整備と強化」に重点を置き、関係機関と緊密な連携を図りながら地域農業の活性化に向けて活動

することを事業方針で定めました。

令和7年度は、「地域計画」

元年であることから、計画の実現と同時に、完成度を高める取り組みも継続的に行っていくことが求められます。地域で守るべき農地を明らかにし、農業委員会組織の活動強化を図るため、職員の派遣や相談活動などを実施します。

活動の重点は以下の通りです。

1. 地域で「守るべき」と位置付けられた農地の利活用の推進として、

①優良農地の確保と有効利用を促進するためのあり方を検討

②「地域計画」の実現とブラッシュアップ(完成度を高める)に向けた活動へ

の支援

③所有者不明農地対策の推進

④農地中間管理機構への情報提供の強化

2. 農業委員会の組織活動体制整備と強化

3. 新規就農(独立就農・雇用就農)対策や法人化の推進による地域農業担い手の確保・育成

4. 農業者・地域の声を反映させた農政活動の強化

5. 法令遵守による公平・公正な事務実施の推進

6. 農業委員会活動の情報発信の強化

また、令和7年度収支予算については、事業会計及び法人会計の予算額合計で75,764千円とし、13本の事業会計で活動することとなりました。

事業計画も含めて参加した理事から全協議事項の承認を得ました。

提出した協議案件は次の通りです。

提案事項1

令和7年度奈良県農業会議事業計画(案)について
提案事項2

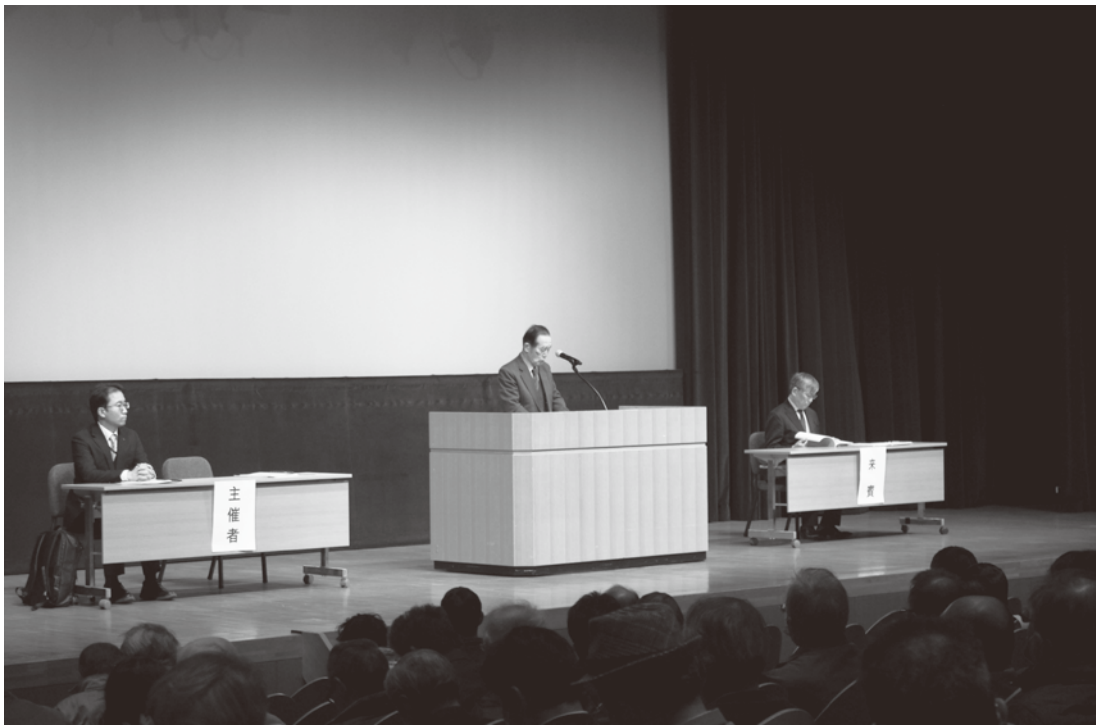
令和7年度奈良県農業会議当初予算(案)について
提案事項3

令和7年度借入金限度額の設定について
提案事項4

定款第6条第4項第2号会員の指名について
提案事項5

奈良県農業会議臨時総会の付議事項について

食料・農業・農村基本計画の動向や令和7年度以降の目標 地図の実践・見直し、農地貸借手続きについてを情報提供 〜令和6年度農地活用推進農地利用最適化研修会を開催〜



令和7年2月7日に、田原本町の「田原本青垣生涯学習センター弥生の里ホール」で、令和6年度農地活用推進農地利用最適化研修会を開催しました。

この研修会は、地域計画策定による農地の利活用に向けた検討や、新規参入の促進など農地利用最適化の推進に取り組む農業委員会を支援する奈良県並びに奈良県農業会議、なら担い手・農地サポートセンターの3組織で共催し、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会職員、各関係機関職員など約500人が参加しました。

研修会の開会にあたり、農業会議の増井勲会長は「来年度は、地域計画の実現への取り組みと完成度を高めるブラッシュアップを継続的に行っていくことが必要

となります。農地の利活用を進めるため、農業委員会関係者、行政などの関係機関が連携を図り、農地利用最適化活動をこれまで以上の熱量を持って取り組んでいかねばなりません」とあいさつしました。

今回の研修会では、全国農業会議所の稲垣専務理事より、食料・農業・農村基本法に基づいて作成される基本計画の概要や、策定スケジュールの説明がありました。また、地域計画を早期に策定し、令和7年度以降、地域計画の実現・実行として、目標地図で決まった耕作者に権利設定がなされるよう地権者に働きかけをする「実現のための取り組み」や、色塗りでできていない農地の耕作者を特定する「完成度を高める取り組み」についての情報提供があり

ました。

続いて、新規就農事例として、曽爾村の山田亮輔氏より、ハウレンソウ農家になったきっかけや、現在の経営状況、苦労話を発表して頂きました。今後は、安定した収量の確保を目標に掲げ、疫病や猛暑に負けず、少しでも多くのハウレンソウを出荷したいと話されました。

次に、なら担い手・農地サポートセンターより、市町村が行ってきた「利用権設定促進事業」が令和7年度から出来なくなること。旧基盤法の「集積計画」と旧機構法の「配分計画」が改正機構法の「促進計画」に一本化になること。農地の集積は「地域計画」に基づいて行うことについて、説明がありました。

最後に、県担い手・農地マネジメント課より、女性委員の登用促進について、奈良県の現状や女性登用の推進に向けた取り組みに関する説明がありました。

法人協会が県内農業への就業・就農を積極的に支援

「第3回農のマッチングフェア（就農FEST・奈良県特設ブース）」を開催しました

奈良県内での農業就業に興味のある方を対象に、農業への就業や就農に関する説明会と個別相談会を行う

で、県外からの就農者獲得に向けた情報提供など広く周知を図ることを目的に行いました。

「農のマッチングフェア（マインナビ農林水産FEST・奈良県特設ブース）」が、3月1日（土）に、奈良県農業法人協会の主催で開催しました。

当日は、県下4社の農業法人と行政等の合計7ブースが出展。FESTには140名の参加がありました。来場者に対し、積極的な相談が行われ、農業法人から経営概要・業務内容・栽培作物の紹介、行政等からは、新規就農に向けた取り組み・補助金制度の紹介が行われ、県内で就農するイメージをお伝えしました。

奈良県や奈良県農業会議、日本政策金融公庫奈良支店、奈良県農業経営・就農支援センターが後援して取り組んでいるもの。大阪市「マイドームおおさか」で開催のFESTに出展すること

また、新たな農業法人の設立のほか、経営継承し、法人設立を目指す研修生を新たに雇用して実践的な研修を実施する農業法人等（新法人設立支援タイプ）に対しても助成（研修生1人当たり年間最大120万円・最長4年間）する募集も併せて実施しています。

実践的な研修などの活動を行う農業法人等に対して助成（研修生1人当たり年間最大60万円・最長4年間）する事業です。

また、新たな農業法人の設立のほか、経営継承し、法人設立を目指す研修生を新たに雇用して実践的な研修を実施する農業法人等（新法人設立支援タイプ）に対しても助成（研修生1人当たり年間最大120万円・最長4年間）する募集も併せて実施しています。

各タイプともに、研修生が多様な人材（障害者、生活困窮者又は刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円の加算措置があります。働きやすい環境整備や、環境負荷低減の取り組みが要件化されるなど制度の見直しも行われています。

「雇用就農資金」令和7年度募集始まる

「雇用就農資金」は、農業法人などが新たに雇用了研修生（雇用就農者育成・

独立支援タイプ）に対して、就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるため、

令和7年度は3回の募集予定です、募集スケジュールについては、第1回が3月4日から4月7日までとなります。第2回は7月から8月、第3回は10月から11月ごろを予定しています。

詳細については、奈良県農業会議までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ・申請先】

奈良県農業会議

〒630-8501
奈良市登大路町30番地
県庁分庁舎内
Tel 074-227-7419
(直通)

全国農業図書は、農業委員会活動と農業者のための図書です

全国農業図書は、農地や農業経営のほか農政などに

関する実務書や解説書、リーフレットをはじめ、農業

を始めたい人、農業や食に関心を持つ人のための書籍

などを取り揃えています。書籍を通じて、農業分野の

人づくり、経営づくり、地域づくり、農地利用の最適

化を推進しています。

主な取扱い図書は

①農業委員会の制度・運営関係

②構造政策・農地流動化・経営基盤強化（法）関係

③農地・農地法・農振法関係

④検定試験関係

⑤農業法人関係

⑥経営関係（簿記・青色申告、消費税、税制、雇用、経営全般）

⑦農業者年金関係

⑧担い手育成関係（新規就農、家族経営協定）

⑨農政関係・その他

⑩食農教育・野菜づくり関係

⑪農業技術・病害虫・雑草・鳥獣害関係

購入申し込みは、奈良県農業会議までご連絡下さい。

“農”へのメッセージ



奈良県農業会議 副会長
檀原市農業委員会

会長 上田 逸朗

昨年の夏は酷暑と言われ、昨秋の叙勲を受けました上田逸朗でございます。栄誉ある勲章を頂戴し、ひとえに関係者の皆様に恵まれたおかげと心から感謝を申し上げます。

昨年の夏は酷暑と言われ、昨秋の叙勲を受けました上田逸朗でございます。栄誉ある勲章を頂戴し、ひとえに関係者の皆様に恵まれたおかげと心から感謝を申し上げます。

そうした環境で地域農業の形も刻々と変化をしてきました。これまで農業は水を引く、道づくりをする等、集落単位で耕作することが効率的であると考えられて

きました。檀原市においては、概ね平地の農村集落が点在し、水稻を中心とした農業が主流となっています。近年、農村集落内の人口が減少し、農地は相続や後継者不足により遊休農地の増加が課題で、地域によっては集落外の担い手に耕作をお願いされているケースが増えています。

農業経営基盤強化促進法が施行された当時から認定農業者等、経営改善の意欲が高い農業者への農地利用集積を進める施策が展開されてきました。さらに、令和5年4月に施行された改正基盤法により、担い手毎に耕作地を定める目標地図をもつて「地域計画」を策定し、これまで以上に担い手への集積を加速させていくことになりました。これは地域農業が維持されるための大切な設計図であり、食糧安全保障の確立に直結するものと信じて取り組んでいます。

コロナ禍以降、遠方から

視察に來られる農業委員の方々との意見交換の機会が度々あります。遊休農地や後継者の問題はこれまで同様、どの地域でも共通の課題になっていると感じています。これらの課題解決に向けて変化させなければならぬのは、農地所有者や国民の意識です。

すなわち、農地所有者（出し手）が耕作できない状況下では「農地を預かってもらっている」という意識改革がされること。また、国民には「自分たちが食する食糧の確保」について、重要性が認識されることです。このような意識改革が、農地の受け手となる農業者への応援の意識を醸成することにつながるかと信じてやみません。

最後に、農業生産の基盤となる農地利用の増進や担い手への農地の集積について、農業委員会の果たす役割はますます大きくなります。今後も農業者の代表として、現在の職務を全うしてまいりますので皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業会議だより

《全国農業図書案内》

新訂 農業委員のための和解の仲介の手引き 農地紛争処理のために

和解の仲介制度は昭和54年に制度化されて以来、農地等の利用関係をめぐる紛争を簡単な手続きで事案の実情に即した柔軟で適切な解決を図るという大きな役割を果たしてきた。

和解の仲介を行う上で必要となる制度内容や手続きのあらまし、説得の仕方、和解案の作成方法などについて整理した手引書。
……………4,400円

信頼される農業委員会であるために

行政委員会である農業委員会には、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。弁護士の上龍子氏の監修で、『コンプライアンス』

とは何か、「農業委員会における法令違反のリスクとその対処」などについて8項でまとめました。

今回の改訂では、近年大きな問題となっているハラメントと個人情報取り扱いについての説明を充実させました。

また、井上弁護士による本リーフレットの説明動画を刊行と同時に公開いたします。研修資料などにご活用ください。……………121円

《県農業会議関係会議日程》

4月1日

・奈良県農業会議 臨時総会・臨時理事会

4月2日

・常設審議委員会

4月15日

・令和7年度市町村農業委員会職員基礎研修会

5月2日

・常設審議委員会

5月28日

・全国農業委員会会長大会

6月2日

・常設審議委員会